

国際課税のケース・スタディ

国外で勤務する地方公務員の確定申告

税理士 高山 政信

〔事例〕

我が国の地方公務員である日本人Aは、国内の不動産の賃貸に係る所得を有するため、給与所得とあわせ例年確定申告をしている。

転任の命令により、本年8月から2年間の予定で海外に赴任することとなったが、今後、確定申告等の手続はどのように行うべきか。

なお、Aは住宅借入金等特別控除の適用を受けているが、国外勤務の2年間にに関する同控除の適用について、①Aは赴任地に家族も帯同し同控除適用住宅に居住しない場合、②Aは単身で赴任し留守家族が同控除適用住宅に引き続き居住する場合、それぞれどのようになるか。

〔ポイント〕

- 1 国外勤務の公務員の居住形態（居住者・非居住者）
- 2 国外勤務の公務員の納税地
- 3 納税管理人の届出の要否と届出書の提出先等
- 4 確定申告の内容と住宅借入金等特別控除の適用

〔検討〕

1 国外勤務の公務員の居住形態（居住者・非居住者）

通常、2年間にわたり国外勤務のため家族と現地で生活するという場合、その期間については国内に住所を有しないこととなり、その者は非居住者に該当することとなる（所法2①三、

五、所令15①一）。

しかし、国外に勤務し居住する公務員については、所得税法3条1項において「国家公務員又は地方公務員（これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。）は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律（第十条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十五条（納税地）及び第十六条（納税地の特例）を除く。）の規定を適用する。」と規定されている。

したがって、地方公務員であるAは国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなされ、「非永住者以外の居住者（以下「永住者」という。）」に該当することとなる。

ただし、国外に勤務し居住する公務員であっても、その者が日本国籍を有しない者である場合、又はその者が日本の国籍を有する者で、現に国外に居住し、かつ、その地に永住すると認められるものである場合にはこのみなし規定は適用されない（所法3①前段かっこ書き、所令13）。

2 国外勤務の公務員の納税地

ところで、所得税法15条（納税地）については、所得税法3条1項の適用がないこととされている。（所法3①後段かっこ書き）

この規定により、Aの納税地は、赴任するまでの国内に住所を有する期間については所得税法15条1号により住所地、国内に住所を有しない国外勤務期間については、①家族も帶同する

場合には同条5号により賃貸する不動産の所在地、②Aが赴任するまでの住所地に留守家族が居住している場合には同条4号により当該住所地となる。

なお、所得税法20条及び所得税法施行令57条により、納税地の異動があった場合には、異動後遅滞なく、その異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならないこととされており、Aが国外に家族帶同で赴任した場合（①）には納税地の異動があつたこととなるため、赴任後遅滞なく赴任前の住所地を所轄する税務署と、賃貸する不動産の所在地を所轄する税務署に「所得税の納税地の異動に関する届出書」を提出しなくてはならないこととなる。

3 納税管理人の届出の要否と届出書の提出先等

国税通則法により、個人である納税者が国内に住所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならず、定めた場合には納税地を所轄する税務署に納税管理人の届出をしなくてはならない（通則法117①②）とされている。

1で述べた所得税法3条1項のみなし規定は、所得税法については適用されるが、国税通則法については別個の法律であることから適用がないものと考えられ、我が国の公務員であっても、国内に住所を有しない場合に確定申告等の事項を処理する必要があるときは納税管理人の届出を提出しなくてはならず、Aは「所得税の納税管理人の届出書」をその提出時の納税地を所轄する税務署に提出しなくてはならない。

所得税法127条（年の中途で出国をする場合の確定申告）は「居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年1月1日から

その出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第120条第1項（確定所得申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、第3項の規定による申告書を提出する場合を除き、その出国の時までに、税務署長に対し、その時の現況により同条第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。」と規定するが、「出国」とは「納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなること」とされ（所法2①四十二）、所得税法3条1項のみなし規定により、公務員の場合には納税管理人を定めずに国外に住所を異動したとしても、「出国」には当たらない。

したがって、Aが納税管理人を定めずに国外に住所を異動しても、所得税法127条（年の中途で出国をする場合の確定申告）の規定は適用されない。

4 確定申告の内容と住宅借入金等特別控除の適用

1で述べたとおりAは年を通じ「永住者」に該当することから、国外における勤務に対する部分を含む1年間の給与所得と、不動産所得につき翌年の2月16日から3月15日の間に確定申告しなくてはならない（所法120）。

住宅借入金等特別控除は租税特別措置法の規定であるが、同法においても居住者の定義は所得税法と同様であること（措置法2①一の二）から、公務員以外の者の住所が国外に異動した場合には非居住者となることにより、居住者であることが要件である住宅借入金等特別控除（措置法41①）の適用がなくなるのに対し、公務員の場合には居住者としての要件は充足することとなる。

ところで、Aが家族揃って国外に居住する場合（①）には、住宅借入金等特別控除の対象としてきた住宅に本年12月31日まで引き続き居住の用に供しないこととなるため、本年分の住宅借入金等特別控除の適用はなく（措置法41①後段かっこ書き）、転任の命令等により居住しな

いこととなる旨の届出手続を行うことで、帰国し再居住した年分から適用が認められることがある（措置法41⑨⑩）。

Aが単身で国外に赴任し、留守家族は当該住宅に引き続き居住する場合（②）には、措置法通達41-2（引き続き居住の用に供している場合）の「(1)その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。」により本年分も住宅借入金等特別控除が適用されることになる。

5 まとめ

地方公務員であるAは国内に住所を有しない期間についても、国内に住所を有するものみなされことにより居住者となる。ただし、納税地の規定については、住所についてのみなし規定が働くため、Aの赴任期間中の納税地

は、赴任前の住所地（同住所に親族が住んでいる場合）又は賃貸不動産の所在地（同住所に親族が住んでいない場合）となる。

Aが納税管理人を定めずに国外に赴任するとしても、住所についてのみなし規定により「出国」したことにならないため、本年1月1日から国外赴任の日までの期間にかかる確定申告は不要であり、本年分の確定申告は、納税管理人を届け出た上で、「永住者」として1年間の全所得について、翌年2月16日から3月15日の間になされなくてはならない。

居住者であることが適用要件である住宅借入金等特別控除については、Aが国外に勤務して国外に居住する期間についても「永住者」であることから、②留守家族が当該住宅に引き続き居住する場合には、本人が居住したものとして適用される。①家族揃って国外に居住する場合には、その適用はないが、転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出手続を行うことで、帰国し再居住した年分から適用が認められる。

なお、事例のAは地方公務員であるが、国家公務員にあっても同様の取扱いとなる。

法人税関係【平成19年12月1日現在版】

措置法通達逐条解説

小山 真輝 編著

A5 上製・定価 7350円（税込）

（平成20年2月刊）

○措置法通達（法人税関係）の唯一の逐条解説書！

○通達の趣旨、規定との関係、具体的計算手続等を詳細解説。